

平成26年度放射性物質測定調査委託事業実施要領

1 事業の概要

(1) 事業の目的

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）の影響について、環境放射能レベルの調査を行い、放射性物質に汚染された農地における適切な除染や営農の実施及び食の安全のため必要とされるデータ及び知見を提供することを目的とする。

(2) 公募課題

平成26年度の公募課題は次の課題とする。

課題名 「福島県及びその周辺における農畜産物及び土壌の放射能汚染レベルの動向把握」

(調査研究内容)

- ① 福島原発事故による影響が想定される地域を中心としたほ場を対象に、農作物及びその土壌（水稲1地点、小麦1地点、野菜2地点及び果樹3地点）、牛乳・飼料（2地点）並びに牧草・牧草地土壌（3地点）を選定し、放射性核種の濃度を年1回以上測定し、より正確な放射性物質の移行係数を把握するとともに、移行係数の年変動の要因を解明する。
- ② 生産者のほ場を対象に、農作物及び農地土壌100地点を採取し、放射性核種の濃度を年1回測定し、より正確な放射性物質の移行係数を把握するとともに、移行係数の年変動の要因を解明する。
- ③ 林地からの灌漑水等による水田土壌への影響を把握するため、放射性セシウムの土壌中での動態や水稲吸収への影響を解明する。
なお、①～③の調査地点及び測定核種については、福島県及びその周辺県並びに発注者と協議の上、決定すること。（周辺県については、岩手県と茨城県を想定。）

(3) 契約限度額

21,600千円

(4) 委託契約期間

委託契約締結の日から平成27年3月23日までを予定

(5) その他

本委託事業の実施に当たっては、受託者が自ら一元的に管理・運営するとともに、必要に応じて再委託も可能とする。

また、適正な人員配置を行うとともに、事業の進捗状況等を定期的に報告し、業務を推進するとともに、適切な委託費の執行に努める。

2 事業実施結果の報告

受託者は、本委託事業が終了したときは、平成26年度放射性物質測定調査委託事業実績報告書及び関係資料を2部作成し、平成27年3月23日までに農林水産省農林水産技術会議事務局長へ提出するものとする。

3 その他

受託者は、別途指定する作成要領に基づき、別途指定する期日までに、農林水産省関係放射能調査年報の原稿を磁気媒体で、農林水産技術会議事務局技術政策課調整第2係へ提出すること。